

報道関係者 各位

平成 27 年 2 月 3 日 (火)

【照会先】

香川労働局 職業安定部 職業対策課
課長 岩井 輝夫
課長補佐 三野 靖夫
(代表電話) 087-811-8923 (内線 3331)
(直通電話) 087-811-8927

香川県内の外国人労働者数は、4,678人 (うち、中国国籍が、2,390人と51.1%を占めている。)

～ 「外国人雇用状況」の届出状況について (平成 26 年 10 月末現在) ～

香川労働局では、平成 26 年 10 月末現在の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として、すべての事業主に対し、外国人労働者(※1)の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務づけています。(※2)

【届出状況のポイント】

- 外国人労働者数は 4,678 人と前年同期比で 416 人 (9.8%) 増加
- 外国人労働者を雇用している事業所数は 984 か所と前年同月比で 89 か所 (9.9%) 増加
- 国籍別にみると、中国が最も多く 2,390 人 (外国人労働者全体の 51.1%)。次いでフィリピン 718 人 (同 15.3%)、ベトナムが 308 人 (同 6.6%) の順。
- 在留資格別にみると、「技能実習」が 2,999 人で、外国人労働者全体の 64.1% を占め、次いで、永住者など身分に基づく在留資格は 1,074 人 (同 23.0%)

※ 内容の詳細は次頁以降の外国人雇用状況の届出状況(平成 26 年 10 月末現在)参照

※1 外国人雇用状況届出の対象となる労働者は、事業主に雇用される者であって、在留資格「外交」・「公用」及び特別永住者以外の者をいう。

※2 当該数値は平成 26 年 10 月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものであり、必ずしも外国人労働者全数とは一致していません。

(添付資料)

別添 1 香川労働局における「外国人雇用状況」の届出状況 (平成 26 年 10 月末現在)

別添 2 外国人雇用状況の届出状況一覧表 (平成 26 年 10 月末現在)